

水源環境保全・再生かながわ県民会議 情報提供等
ワーキンググループ（仮称）設置（案）

1 設置要綱

次ページのとおり

2 構成員

① 各作業チームリーダー（4名）

※県民フォーラムチームについては、都市部地域での普及・啓発が課題であることを考慮し、横浜市で開催した際の地区リーダーである久保委員をメンバーとした。

② WG参加希望者（4名）

倉橋委員、井伊委員、木下委員、小林委員

※倉橋委員については、作業チームリーダーから参加の要望あり

③ メンバー

各作業チームリーダー及び参加希望者の計8名をもって構成する。

区分	氏名	備考
関係団体	倉橋 満知子	
公募	井伊 秀博	
〃	北村 多津一	コミュニケーションチーム
〃	木下 奈穂	
〃	久保 重明	県民フォーラムチーム
〃	高橋 弘二	事業モニターチーム(水)
〃	小林 信雄	
〃	柳川 三郎	事業モニターチーム(森)

3 検討事項

- 「県民への情報提供、県民意見の集約のあり方」について検討することとする。
- 具体的な検討内容については、別添「県民会議の機能及び運営のあり方に係る委員アンケート結果について」の中から選定する。

4 検討スケジュール

年月	検討内容等	
23年5月	県民会議	ワーキンググループ設置
6月	第1回	リーダー選任、改善点洗い出し
7月	第2回	改善点まとめ
8月	県民会議	中間報告
9月	第3回	最終報告案とりまとめ
10月		最終報告

水源環境保全・再生かながわ県民会議 情報提供等ワーキンググループ設置要綱（案）

（設置）

第1条 水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）設置要綱第9条第2項に基づき、水源環境保全・再生かながわ県民会議情報提供等ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 ワーキンググループは、次の事項について検討する。

- (1) 県民への情報提供、県民意見の集約のあり方に関する事
- (2) その他県民への情報提供等の検討において必要な事項に関する事

（組織）

第3条 ワーキンググループは、県民会議座長が指名する県民会議委員をもって構成する。

2 ワーキンググループのリーダーは、グループ員の互選により定める。

（任期）

第4条 グループ員の任期は、平成23年11月30日までとする。

（会議）

第5条 ワーキンググループは、リーダーが召集し、その議長となる。

2 リーダーは、必要に応じて、グループ員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 ワーキンググループの庶務は、環境農政局水・緑部水源環境保全課において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し、必要な事項はリーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月 日から施行する。